

【改定前】明和町

料金は、次の表により算定した額に消費税相当額を加えて得た額とする。この場合において10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

区分	基本料金（1箇月）		超過料金 （1立方メートルにつき）
	水量	料金	
13ミリメートル	10立方メートルまで	1,300円	11立方メートルから20立方メートルまで 130円
20ミリメートル	10立方メートルまで	1,350円	21立方メートル以上 140円
25ミリメートル		1,700円	1立方メートルから50立方メートルまで 140円
30ミリメートル		1,800円	51立方メートルから100立方メートルまで 150円
40ミリメートル		1,900円	101立方メートル以上 160円
50ミリメートル		2,100円	
75ミリメートル		3,000円	
100ミリメートル		4,000円	
臨時使用		2,500円	1立方メートル以上 200円

備考

- 1 臨時用以外の用に水道を使用する場合を一般用という。
- 2 臨時用とは、工事その他臨時の用に水道を使用する場合をいう。

【改定前】明和町

■水道料金 = (基本料金 + 従量料金) × 110 / 100

計算例

口径20mmで2ヶ月の使用水量が55m³の場合
55m³ ÷ 2 = 27m³ 余り1m³

①27m³の計算

基本料金	1~10m ³		=	1,350円
従量料金	11~20m ³	(10m ³ × 130円)	=	1,300円
	21~27m ³	(7m ³ × 140円)	=	980円
計			=	3,630円

②27m³ + 1m³ = 28m³の計算

基本料金	1~10m ³		=	1,350円
従量料金	11~20m ³	(10m ³ × 130円)	=	1,300円
	21~28m ³	(8m ³ × 140円)	=	1,120円
計			=	3,770円

③合計

(3,630円 + 3,770円) × 110 / 100	=	8,140円
		(10円未満切り捨て)